

(別記様式2)

(基金用)

農業者年金対象団体異動届(農業協同組合分)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人

農業者年金基金理事長 殿

(農業協同組合中央会経由)

住所

届出者

① 区分	1. 名称変更 2. 住所変更 3. 地区変更 4. 合併 5. 新設 6. 事業停止 7. 解散							
② 変更 名称 された 場合は 住所 が	ア)農林漁業団体統一コード	ウ)変更後の名称 (フリガナ)	オ)変更後の住所 (フリガナ)					
		( )	( )					
	イ)変更年月日	エ)変更前の名称	カ)変更前の住所					
	年 月 日		〒					
③ さ地 れ区 たが 場変 合更	変更のあった組合名	左の組合の農林漁業団体統一コード	変更年月日	変更前の地区	変更後の地区			
			年 月 日					
	地区の変更により、いずれの組合の地区にもなっていない区域の発生の有無とその区域名							
④ ま合 た併 は、 新設 し、 た事 場業 合停 止	ア)合併後の イ)新設	組合名	ウ)左の組合の農林漁業団体統一コード	エ)合併後の組合の オ)新設組合の	地区	カ)合併登記 キ)新設登記	年月日	ソ)合併の方法
							年 月 日	1. 新設 2. 吸収
	ク)合併により消滅した ケ)事業停止した コ)解散した	組 合 名	サ)左の組合の農林漁業団体統一コード	シ)左の組合の地区	ス)事業停止 セ)解散認可		年月日	タ)備考
							年 月 日	
⑤ 中央 会の 意見								

(注) この届出の作成にあたっての注意事項は、別紙を参照して下さい。

(別記様式2)  
(中央会用)

# 農業者年金対象団体異動届(農業協同組合分)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人  
農業者年金基金理事長 殿  
(農業協同組合中央会経由)

住 所  
届出者

① 区 分	1. 名称変更 2. 住所変更 3. 地区変更 4. 合併 5. 新設 6. 事業停止 7. 解散							
② 変 更 名 称 さ ま れ た た は 場 住 合 所 が	ア)農林漁業団体統一コード	ウ)変更後の名称 (フリガナ)	オ) 変 更 後 の 住 所 ( フ リ ガ ナ )					
		( )	〒 ( )					
	イ)変更年月日	エ)変更前の名称	カ) 変 更 前 の 住 所					
	年 月 日		〒					
③ さ 地 れ 区 た が 場 変 合 更	変更のあった組合名	左の組合の農林漁業団体統一コード	変更年月日	変更前の地区	変更後の地区			
			年 月 日					
	地区の変更により、いずれの組合の地区にもなっていない区域の発生の有無とその区域名							
④ ま 合 た 併 は、 解 新 散 設 し、 た 事 場 業 合 停 止	ア)合併後の イ)新 設	組合名	ウ)左の組合の農林漁業団体統一コード	エ)合併後の組合の オ)新設組合の	地区	カ)合併登記 キ)新設登記	年月日	ソ)合併の方法
							年 月 日	1. 新 設 2. 吸 収
	ク)合併により消滅した ケ)事業停止した コ)解散した	組 合 名	サ)左の組合の農林漁業団体統一コード	シ)左の組合の地区	ス)事業停止 セ)解散認可	年月日	タ)備 考	
						年 月 日		
⑤ 中 央 会 の 意 見								

(注) この届出の作成にあたっての注意事項は、別紙を参照して下さい。

(別記様式2)  
(農協用)

## 農業者年金対象団体異動届(農業協同組合分)

文書番号

令和 年 月 日

独立行政法人  
農業者年金基金理事長 殿  
(農業協同組合中央会経由)

住 所  
届出者

① 区 分	1. 名称変更 2. 住所変更 3. 地区変更 4. 合併 5. 新設 6. 事業停止 7. 解散				
② 変 更 称 さ ま れ た た 場 住 所 が	ア) 農林漁業団体統一コード	ウ) 変更後の名称 (フリガナ)	オ) 変更後の住所 (フリガナ)		
		( )	( )		
	イ) 変更年月日	エ) 変更前の名称	カ) 変更前の住所		
	年 月 日		〒		
③ さ 地 れ 区 た が 場 変 合 更	変更のあった組合名	左の組合の農林漁業団体統一コード	変更年月日	変更前の地区	変更後の地区
			年 月 日		
	地区の変更により、いずれの組合の地区にもなっていない区域の発生の有無とその区域名				
④ ま 合 た 併 は、 解 新 散 設 し、 た 事 場 業 合 停 止	ア) 合併後の } 組合名 イ) 新 設 }	ウ) 左の組合の農林漁業団体統一コード	エ) 合併後の組合の } 地区 オ) 新設組合の }	カ) 合併登記 } 年月日 キ) 新設登記 }	ソ) 合併の方法
				年 月 日	1. 新 設 2. 吸 収
	ク) 合併により消滅した } 組 ケ) 事業停止した } 合 コ) 解散した } 名	サ) 左の組合の農林漁業団体統一コード	シ) 左の組合の地区	ス) 事業停止 } 年月日 セ) 解散認可 }	タ) 備 考
				年 月 日	
⑤ 中 央 会 の 意 見					

(注) この届出の作成にあたっての注意事項は、別紙を参照して下さい。

(農業協同組合が処理する事項)

1. ①は、この届を提出する事由に該当するものを○で囲むこと。
2. ②は、名称変更の場合の届はア、イ、ウ、エ欄に、住所変更の場合の届はア、イ、オ、カ欄とウ欄にJA名を記入すること。
3. ④は次により記入すること。
  - (1) 合併した場合の届……ア、ウ、エ、カ、ク、サ、シ、ソ欄(ソ欄は該当するものを○で囲むこと。)を記入し、タ欄に、「合併により、いずれの組合の地区にもなっていない区域の発生の有無とその区域名」を記入すること。
  - (2) 新設した場合の届……イ、ウ、オ、キ欄を記入すること。
  - (3) 事業停止した場合の届……ケ、サ、シ、ス欄を記入すること。
  - (4) 解散した場合の届……コ、サ、シ、セ欄を記入すること。

(農業協同組合中央会が処理する事項)

1. 中央会は、組合から異動届が提出されたときは、その記載内容を点検し、これを取りまとめて各月末日までに到着するように基金に提出すること。
2. 中央会は、組合の異動があつたにもかかわらず異動届が提出されていないときは、その提出を督促すること。なお、必要に応じ、中央会が組合にかわって異動届を提出してよいこと。
3. 中央会は、組合の合併、解散または、地区の変更にもなっていない組合の地区にもなっていない区域が生じたときはその区域について、また組合が新設されたときはその新設組合について、さらに事業停止組合となったときはその区域について業務委託契約を締結することの必要性の有無を⑤欄に記入すること。
4. 中央会が組合にかわってこの届を提出するときは、この届1枚に異動1件を記載すること。